



# 令和5年度 高知県公立学校臨時教員募集要項

(障害のある人を対象とした募集を含みます。)

令和4年10月18日  
高知県教育委員会

高知県教育委員会が緊急かつ一時的に教員を必要とする場合に採用する公立学校臨時教員を次のとおり募集します。(障害のある人を対象とした臨時教員についても、この要項で募集します。)

## 1 募集する職種及び教科・科目

職 種	教 科 ・ 科 目 等
小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の臨時教員	全教科・科目並びに養護及び栄養

※小学校・中学校の教員については、市町村立の義務教育学校に配置される場合があります。

## 2 応募できる人

次の①から③までのいずれにも該当する人

① 次のア又はイのいずれかに該当する人

ア 希望する学校種別及び教科・科目に対応する教育職員の普通免許状若しくは特別免許状(\*注)を所有する人(令和5年3月31日までに取得することが確実な人を含む。)又は臨時免許状を現に所有している人

イ 臨時免許状授与申請ができる人(「8 備考の(2)教育職員免許法(抜粋)第5条第5項」及び※連絡事項の1を参照してください。)

② 臨時教員としての職務の遂行において介護者を必要としない人

③ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条に規定する欠格条項に該当しない人

**障害のある人を対象とした募集に応募する人**は、上記①~③に加えて、下記の条件を満たす必要があります。

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳(児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医及び障害者職業センター(以下「知的障害者判定機関」という。)の判定書も可)の交付を受けている人

(\*注) 応募時に所要免許状の有効期間の満了の日を経過している人又は旧免許状が期限切れ失効している方は、臨時教員として採用することができませんので、速やかに再授与申請手続を行ってください。(※連絡事項の2を参照してください。)

## 3 応募の手続 次の(1)から(4)までの書類を提出してください。

- 志願書・申告書
- 卒業(修了)証明書【大学等に在学中の人は、卒業(修了)見込証明書】・成績証明書
- 教育職員免許状授与証明書【大学等に在学中の人は、教育職員免許状取得見込証明書】
- 健康診断書

### (1) 志願書・申告書(第1号様式)

① 志願書について

ア 「志願者調査」欄の記入について

(ア) 希望する校種・職種に○を付け、必要に応じて、希望教科名を記入してください。

なお、記入に当たっては、「※記入上の注意点」を必ずご確認ください。

(イ) 「希望任地」欄については、小・中学校希望の者は、希望順に数字で記入してください。(必ずしも第3希望まで記入する必要はありません。)県立学校希望の者は、東部・中部・西部・全域のうちから、いずれか1つを記入してください。

希望する任地	希望する任地の範囲名
東 部	室戸市、安芸市、香南市、香美市、安芸郡
中 部	高知市、南国市、土佐市、須崎市、土佐郡、長岡郡、吾川郡、高岡郡
西 部	四万十市、宿毛市、土佐清水市、幡多郡

(ウ) 「健康診断書の提出」欄については、どちらかを○で囲んでください。

(エ) すでに卒業・成績証明書を提出している場合は「卒業・成績証明書の提出年度」欄に、教育職員免許状授与証明書を提出している場合は「教育職員免許状授与証明書の提出年度」欄に、それぞれ提出した年度を記入してください。(2)及び(3)の※印を参照してください。

## ② 申告書について

ア 「学歴」欄については、科目等履修生又は聴講生の履歴は記入する必要はありません。

イ 特別支援学校の免許状に定められている教育領域については、「免許状」欄の( )の中に、下記の略称を用いて記入してください。

視覚障害者に関する教育の領域→視、聴覚障害者に関する教育の領域→聴、知的障害者に関する教育の領域→知、肢体不自由者に関する教育の領域→肢、病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育の領域→病

ウ 有効な臨時免許状(高知県教育委員会が授与したものに限る。以下同じ。)を所有している人は、「免許状」欄内の「臨免」欄に必要な事項を記入するとともに臨時免許状の写しを提出してください。

エ 障害者手帳を所有している方は「障害者手帳等」欄に、また、障害があり着任に際して配慮を必要とする方は「障害があることにより、着任に際して配慮を必要とする事項等」欄に、それぞれ必要な事項を記入してください。

オ 「職歴」欄に記入する際には、別紙①「職歴」欄の記入例を参考にしてください。

カ 過去に刑事罰のみでなく、懲戒処分等を受けている場合や、禁錮以上の刑の執行を終えた場合も、刑が消滅するまで(10年間)は欠格期間に該当するため「賞罰」欄へ正確に記入してください。

## (2) 最終学校の「卒業(修了)証明書」の原本及び「成績証明書」の原本

・大学等に在学中の人は、卒業(修了)見込証明書を提出し、卒業後速やかに(令和5年3月末まで)卒業(修了)証明書の原本及び成績証明書の原本を提出するようにしてください。

※過去10年以内(平成25年度から令和4年度内)に提出している場合は、再度提出する必要はありません。

※高知県教育委員会に正規の教員として採用され勤務した後、退職された方については、提出する必要はありません。

## (3) 「教育職員免許状授与証明書」の原本 ※別紙②参照

文部科学省から免許状の適切な執行管理が求められており、より厳正な執行管理を行うため、全応募者に提出を求めるものです。

・大学等に在学中で教育職員免許状取得見込みで志願する人は、教育職員免許状取得見込証明書を提出し取得後、教育職員免許状授与証明書の原本を速やかに(令和5年3月末まで)提出してください。

※応募者が、教職員・福利課に直接訪れて応募書類を提出する場合、次に該当する書類を提示して、窓口担当者の確認(写しを取らせていただきます)を受けたときは、教育職員免許状授与証明書を提出する必要はありません。

① 旧免許状(有効期間の定めのない免許状)の所有者

・応募する校種・教科の免許状の原本及び更新講習修了確認証明書等の直近の修了確認期限が明記された証明書(これまで更新等の手続きをしたことがない方は、証明書を提出する必要はありませんが、職歴を確認する場合があります。)

② 新免許状(有効期間の定めのある免許状)の所有者

・所有する全ての免許状の原本及び有効期間更新証明書等の直近の有効期間の満了の日が明記された証明書(所有する免許状のうちの最も遅い有効期間の末日を超過している場合のみ)

※過去に提出していて、直近の修了確認期限又は有効期間の満了の日が令和4年7月1日以降の場合は、提出する必要はありません。

※高知県教育委員会に正規の教員として採用され勤務した後、退職された方については、提出する必要はありません。ただし、所有する免許状の確認のため、必要と認める場合は提出を求めることがあります。

なお、上記(2)、(3)ともに、免許状取得後又は卒業後等に改姓された場合は、そのことを証明できる書類(戸籍抄本等)も併せて提出してください。

## (4) 健康診断書

年度当初の採用を希望する場合は、令和5年2月1日以降に健康診断を受診し、採用連絡後、速やかに提出してください。(提出書類：第2号様式「高知県公立学校臨時教員応募用健康診断書」)

※事前に志願書等の提出を希望される方も、健康診断書については、令和5年2月1日以降に受診したものを提出してください。

# 4 応募書類の提出

## (1) 受付期間

令和5年4月初旬の採用を希望する場合は、令和4年10月19日(水)から令和5年1月31日(火)までの期間内に提出してください。

なお、年度途中の採用については、令和5年1月31日以降も応募を受け付けます。

## (2) 提出先

提出先	所在地
高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当	〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 (TEL 088-821-4903)

## (3) 提出方法

郵送の場合は、封筒の表左下に『臨時教員志願書在中』と朱書きし、(2)の提出先へ送付してください。  
持参する場合は、高知県庁西庁舎2階、高知県教育委員会事務局 教職員・福利課へ提出してください。なお、受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時30分から17時15分までです。

## 5 有効期間

必要な書類を全て提出している者について応募書類を審査のうえ、令和5年度高知県公立学校臨時教員志願者として登録します。(必要書類が整わない場合は任用できません。)

登録の有効期間は、応募書類を受理した日から令和6年3月31日までです。

## 6 採用の方法

臨時教員を必要とする場合には、令和5年度高知県公立学校臨時教員志願者として登録している人の中から、個々に面接等による審査を行い、地方公務員法第22条の2及び第22条の3等による常勤又は非常勤の講師として採用します。

※講師(栄養)を希望した方については、学校栄養職員としての採用を打診する場合があります。

年度当初の採用に関する連絡は、次の区分の別にそれぞれの期間内に、志願書に記載された連絡先に行います。

区分	連絡期間
① 小・中学校関係の臨時教員	令和4年10月下旬～令和5年3月下旬
② 県立学校関係の臨時教員	令和5年1月上旬～令和5年3月下旬

## 7 臨時教員の待遇

### (1) 常勤講師(期限付講師) ※詳細は別紙③参照

- ① 給料月額 約20万円(大学新卒者の場合)
- ② 退職手当の制度あり(6か月以上継続勤務した場合)
- ③ 年次有給休暇の制度あり
- ④ 通勤手当、期末勤勉手当等の諸手当の制度あり

### (2) 非常勤講師(時間講師)(令和4年度実績)

- ① 時給 約2,800～3,600円、その他交通費相当額
- ② 年次有給休暇の制度あり(1か月以上発令された場合)

## 8 備考

- (1) 地方公務員法第22条の3第5項の規定により、臨時教員として任用(採用)されても、正式任用に際していかなる優先権も与えられません。
- (2) 教育職員免許法(抜粋)

第3条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。

3 特別支援学校の教員(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。)については、第1項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

4～6 省略

第5条 普通免許状は、別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、別表第2若しくは別表第2



の2に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

(1) 18歳未満の者

(2) 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。

(3) 禁錮以上の刑に処せられた者

(4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

(5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

(6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2～4 省 略

5 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第1項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。

(1) 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者

(2) 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められた者

6 省 略

附則

1～14 省 略

15 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第3条第1項から第3項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

16～19 省 略

附則（昭和29年6月3日法律第158号）

1～6 省 略

7 高等学校助教諭の臨時免許状は、当分の間、教育職員免許法第5条第5項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する者に該当する者に対しても授与することができる。

8～23 省 略

## 9 その他

年度当初に採用の連絡がない場合であっても、正規教員の病気休暇等により、年度途中で補充が必要となった場合については、その都度連絡します。

また、志願書等を提出した後、志願の取消しや記載事項に変更がある場合は、速やかに高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当（TEL：088-821-4903）に連絡してください。

### ※ 連絡事項

1 臨時教員として担当していただく校種・教科は、原則として所有している免許状の校種・教科ですが、本県は小規模の学校が多く、所有している免許状以外の校種・教科を担当していただく場合もあります。

また、志願者が少ない教科で補充の必要が生じた場合や、時期、地域によって必要な校種・教科の臨時教員志願者が不足した場合、臨時免許状取得歴欄の記載をもとに志願者に相談することがあります。うのように、現に所有している免許以外の校種又は教科を担当していただく場合（〔例〕中・高免許所有者が「小学校担任」を、中学校「理科」の所有者が中学校「数学」を担当するなど）に、臨時教員として採用されるためには、臨時免許状の授与申請をし、交付を受けることが必要となります。（ただし、授与権者の行う人物、学力、身体等についての教育職員検定に合格しなければ免許状は授与されません。）

なお、現に臨時免許状を所有している場合は、申告書の免許状の欄に記入するとともに臨時免許状の写しを応募の際に提出してください。

2 免許更新制（平成21年4月1日から令和4年6月30日まで施行）が発展的に解消（廃止）されました。教員免許状の有効性に関する情報は、下記のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/2022042700203.html>

# 令和5年度 高知県公立学校臨時教員志願書 (障害のある人も含む。)

ふりがな			生 年 月 日		職員番号(記入不要)			
氏 名	旧姓 ( )		昭和 年 月 日生 平成 (令和5年4月1日現在 満年齢 歳)		写 真  (縦4cm×横3cm)			
	現住所	電話(自宅・呼出) - - 携帯電話 - -						
4月1日以降の連絡先	電話(自宅・呼出) - -							
その他の連絡先	昼 間	(電話 - - )						
	夜 間	(電話 - - )						
私は、高知県公立学校臨時教員に任用していただきたいので、必要書類を添えて提出します。								
<b>志 願 者 調 査</b>								
※記入上の注意点(該当する枠内に必要事項を記入すること)								
① 希望する校種・職種の第1希望に○を付けること。中学校、高等学校及び特別支援学校(小学部を除く。)を希望する者は、希望教科名を記入すること。								
② 第2希望がある場合は、①と同様に第2希望の欄に必要事項を記入すること。								
③ 第1希望及び第2希望のいずれの場合も、希望する校種についての免許状を保有していること。								
④ 高等学校時間講師を希望する場合は、担当可能な週あたりの時間数も記入すること。								
第1希望		第2希望			希望任地		希望順(1~3)	
校種・職種	○印	希望教科	校種・職種	○印	希望教科			
小学校講師 (特別支援学級含む)		/	小学校講師 (特別支援学級含む)		/	小学校・中学校	東 部	
中学校講師 (特別支援学級含む)		/	中学校講師 (特別支援学級含む)		/		中 部	
高等学校講師		/	高等学校講師		/		西 部	
高等学校時間講師		/	高等学校時間講師		/	県立学校	東部・中部・西部・全域 のいずれかを記入	
特別支援学校講師		/	特別支援学校講師		/		希望任地の範囲名	
小・中学校講師(養護)		/	小・中学校講師(養護)		/	東部：室戸市、安芸市、香南市、香美市、安芸郡		
小・中学校講師(栄養)		/	小・中学校講師(栄養)		/	中部：高知市、南国市、土佐市、須崎市、土佐郡、長岡郡、吾川郡、高岡郡		
県立学校講師(養護)		/	県立学校講師(養護)		/	西部：四万十市、宿毛市、土佐清水市、幡多郡		
県立学校講師(栄養)		/	県立学校講師(栄養)		/			
高等学校時間講師希望者		担当可能な週あたりの時間数( )時間						
教科の専門分野について(高等学校希望者のみ。地歴公民、理科、工業等、教科が専門分野に分かれている場合に記入)								
配置にあたって考慮してもらいたいこと(家庭状況・交通手段等)								
資格等(自動車運転免許等)				臨時免許状取得歴(過去10年間で取得した方のみ記載)	校 種	教 科		
健康診断書の提出 令和5年2月1日以降の作成	( )採用連絡後 ( )事前			指導ができる部活動				
親族の本県公立学校教職員の状況(4親等内の血族及び3親等内の姻族に本県公立学校教職員がいる場合)を記入すること。 ※ なお、この欄は、同一校への配置を避けるための資料とするものです。								
続柄	氏 名	勤 務 校	続柄	氏 名	勤 務 校			
◇卒業・成績証明書の提出年度(過去10年以内に提出した者のみ記入)	平成・令和 年度 提出			◇教育職員免許状授与証明書の提出年度	平成・令和 年度 提出			

# 申 告 書

学 歴	学校・学部・学科名			入学年月日(和暦)	卒業(見込)年月日(和暦)	修学年数	クラブ活動
	立 高等学校			/		年 月 日	年 月
	大学	学部	学科	年 月 日	年 月 日	年 月	
	大学	学部	学科	年 月 日	年 月 日	年 月	
	大学大学院			年 月 日	年 月 日	年 月	
大学 学部(通信教育)			年 月 日	年 月 日	年 月		
免 許 状	種 別 (教 科)			取得年月日(見込)	授 与 権 者	免許状の有効期間満了の日又は修了確認期限	
	学校教諭 免許状( )			年 月 日( )	教育委員会	年 月 日	
	学校教諭 免許状( )			年 月 日( )	教育委員会	年 月 日	
				年 月 日( )	教育委員会	年 月 日	
				年 月 日( )	教育委員会	年 月 日	
臨 免	助教諭免許状( )			年 月 日	高知県教育委員会	年 月 日	
	助教諭免許状( )			年 月 日	高知県教育委員会	年 月 日	
障 害 者 手 帳 等	手帳等の種類(交付機関)						
	「交付年月日(再交付年月日)」又は、「判定年月日」						
	交付(手帳)番号						
	「障害名及び級」又は「障害の程度(総合判定)」						
障害があることにより、着任に際して配慮を必要とする事項等							
職 歴	年 月 日(和暦)		勤 務 先 (担当)		正規・臨時(フル)・臨時(パート)等の別	発 令 機 関	
	自	年 月 日					
	至	年 月 日					
	自	年 月 日					
	至	年 月 日					
	自	年 月 日					
	至	年 月 日					
	自	年 月 日					
至	年 月 日						
↑【重要】職歴への記入については、別紙①『「職歴」欄の記入例』を確認したうえで、記入してください。							
賞 罰	年 月 日(和暦)		事 項				
	年 月 日						
	年 月 日						
<p>上記申告内容に相違はありません。</p> <p>また、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格条項に該当しないことを申告します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日 氏 名</p> <p style="text-align: center;">高知県教育委員会 様</p>							

注1) 「免許状の有効期間満了の日又は修了確認期限」欄について  
**有効期間満了の日又は修了確認期限が令和4年7月1日以降となっている方も、確認のために記載してください。**  
 (1) 平成21年3月31日までに授与された教員の普通免許状を持っている人は、免許状更新講習の修了確認期限を記入してください。  
 (2) 平成21年4月1日以降に初めて教員の普通免許状を授与された人、及び臨時免許状を現に所有している人は、免許状の有効期間満了の日を記入してください。

注2) 「職歴」欄について  
 別紙①を参考にし、正確に記入してください。特に、1ヶ月以上の期間が空くことがないように記入してください。

注3) 申告書の年月日は和暦で記入してください。

# 申 告 書

	年 月 日 (和暦)	勤 務 先 (担当)	正規・臨時(フル)・臨時(パート)等の別	発 令 機 関
職	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
歴	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			

↑【重要】職歴への記入については、別紙①『「職歴」欄の記入例』を確認したうえで、記入してください。

上記申告内容に相違はありません。  
また、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格条項に該当しないことを申告します。

令和 年 月 日 氏 名

高知県教育委員会 様

注1) 「職歴」欄について  
別紙①を参考にし、正確に記入してください。特に、1ヶ月以上の期間が空くことがないように記入してください。  
注2) 申告書の年月日は和暦で記入してください。

## 高知県公立学校臨時教員応募用健康診断書

### (志願者の皆さんへ)

- 1 志願者記入欄は、受診前に志願者本人が記入してください。
- 2 健康診断に要する費用は、志願者の負担とします。
- 3 障害者手帳等をお持ちの人は、健康診断を受診する際に医師に提示してください。

### (医療機関の方へのお願い)

- 1 下記検査項目の全てについて、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第13条及び第14条の該当する規定に準じて実施してください。  
なお、受診に際して障害者手帳等を提示した人については、下の（医療機関記入欄）【検査等】欄の該当する項目に対する所見等の記載は、省略可能です。
- 2 総合判定欄は、必ず記入してください。また、その他特記すべき事項がある場合は、記入してください。
- 3 密封・封印のうえ、本状を持参した人に交付してください。

### (志願者記入欄) 【健康申告】

氏名		性別		住所	
生年月日	年 月 日 ( 歳 )	志願種		志願種	
項目	主たる既往症	( 年頃 )			
		現在の状況 ( )			
	特記事項	( 年頃 )			
		現在の状況 ( )			

### (医療機関記入欄) 【検査等】

項目	視覚	a 志望する職種の業務の遂行に支障はない。			
	聴覚	b 特記すべき所見がある。(その内容を下にお書きください。)			
	言語	〔 〕			
	肢体等	〔 〕			
	結核の有無 (X線撮影による)	無 ・ 有 ( )			
目	血圧	最高	mmhg	最低	mmhg
	検尿	糖 ( )	蛋白 ( )		
打聴診・問診					
総合判定 (必ずご記入願います)	可	〔 〕			
その他特記すべき事項	〔 〕				
上記のとおり診断します。					
令和 年 月 日					
医療機関の所在地及び名称					
担当医師 氏名					
㊟					



(別紙①)

「職歴」欄の記入例

【記入上の注意点】 1～5をよく読んで、正確に記入すること。

- 1 職歴欄には、勤務歴のみを記入すること。給料その他の勤務条件等は、記入する必要はない。ただし、週の勤務時間が40時間に満たない場合は、事項欄に勤務状況(週何日勤務、週何時間勤務等)を記入すること。
2 正職・臨時・パート等の別の欄には、派遣職員等の場合も記入すること。
3 臨時講師歴については、常勤(期限付講師)又は、非常勤(時間講師など)の別を明記すること。
4 無職の期間が1ヶ月を超える場合は、家事従事と記入すること。(空白期間がないように記載)
5 給料月額額の算定基礎となるので正確に記入すること。

(担当)とは、勤務先や役職等のみでなく、従事した担当内容を記載してください。(例)期限付講師(3年担任・進路指導部) 技術職員(正社員)(部品開発・製造)

職歴欄については高等学校卒業後の職歴について記入すること。

年月日がつながるように記入。1ヶ月以内の無職期間は、「家事従事」の記入は不要。

申 告 書

Table with columns: 年月日(和暦), 勤務先(担当), 正規・臨時(フル・臨時(パート)等の別), 発令機関. Rows include various roles like 高知市立中学校 期限付講師, 家事従事, 高知県立高等学校 時間講師, etc.

職

歴

↑【重要】職歴への記入については、別紙①『「職歴」欄の記入例』を確認したうえで、記入して下さい。

上記申告内容に相違はありません。

また、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格条項に該当しないことを申告します。

令和 年 月 日 氏名

高知県教育委員会 様

提出する用紙すべてに必ず申告書作成日及び氏名を記入してください。

注1) 「職歴」欄について

別紙①を参考にし、正確に記入してください。特に、1ヶ月以上の期間が空くことがないように記入してください。

注2) 申告書の年月日については和暦で記入してください。

(別紙②)

## 教育職員免許状授与証明書の提出について

文部科学省から免許状の適切な執行管理が求められており、より厳正な執行管理を行うため、「教育職員免許状授与証明書」(原本)を提出してください。

(注1) 臨時教員申込み時に一度提出していただいた方のうち、直近の修了確認期限又は有効期間の満了の日が令和4年7月1日以降の方は提出する必要はありません。(必ず志願書に、提出年度を記入してください。)

(注2) 大学等に在学中で教育職員免許状取得見込みで志願する人は、取得後、速やかに提出してください。

(注3) 高知県教育委員会に正規の教員として採用され勤務した後、退職された方については、提出する必要はありません。ただし、所有する免許状の確認のため、必要と認める場合は提出を求められることがあります。

(注4) 教育職員免許状授与証明書が旧姓で記載されている場合には、本人であることを証明できる書類(戸籍抄本等)も併せて提出してください。

### 要確認!

応募者が、次に該当する書類を提示して、担当者の確認(写しを取らせていただきます。)を受ける場合は、「教育職員免許状授与証明書」を提出する必要はありません。

#### ① 旧免許状(有効期間の定めのない免許状)の所有者

- ・ 応募する校種・教科の教員免許状の原本及び更新講習修了確認証明書等の直近の修了確認期限が明記された証明書

#### ② 新免許状(有効期間の定めのある免許状)の所有者

- ・ 所有する全ての教員免許状の原本及び有効期間更新証明書等の直近の有効期間の満了の日が明記された証明書(所有する免許状のうちの最も遅い有効期間の末日を超過している場合のみ)

教育職員免許状授与証明書の請求先は、その免許状を授与した都道府県教育委員会です。高知県教育委員会以外の都道府県で授与された免許状の授与証明書については、それぞれの都道府県教育委員会にご請求ください。

※都道府県教育委員会によって、請求方法や交付までの期間が異なりますので、予め確認のうえ、余裕をもって申請手続を行ってください。

※個人情報である免許状番号、授与年月日等の電話照会には応じられません。

『教育職員免許状授与証明書』と『教育職員免許状』は異なるものです。間違えないよう気を付けてください。

高知県教育委員会が授与した免許状の授与証明書を請求する場合の申請手続の方法



<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/menkyo.htm>  
「教育職員免許状について」→ 4 授与証明書請求の申請手続について

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課  
人事企画担当 TEL 088-821-4903

## 常勤講師(期限付講師)の勤務条件等の概要

令和4年10月1日現在

区分	内 容 等								
給与	給与の支給日…原則として毎月16日(4月分は25日)に支給されます。								
	初任給等	小・中学校講師	初任給	大学卒	給料月額	教職調整額	給料の調整額 ※2	教員特別手当	合計
				短大卒	204,000円	8,160円		2,600円	214,760円
			加算後の最高額 ※1	182,800円	7,312円	2,200円	192,312円		
		高等学校講師	初任給	大学卒	204,000円	8,160円	9,000円	2,600円	214,760円
				短大卒	182,800円	7,312円		2,200円	192,312円
			加算後の最高額 ※1	335,000円	13,400円	5,100円	353,500円		
		特別支援学校講師	初任給	大学卒	204,000円	8,160円	8,226円	2,600円	223,760円
				短大卒	182,800円	7,312円		2,200円	200,538円
			加算後の最高額 ※1	335,000円	13,400円	9,000円	5,100円	362,500円	
	※1 給料月額等は、任用前の職歴により加算される場合があります。 60歳超臨時教員の給料月額は、再任用職員との権衡を考慮するため、それぞれの合計は小・中学校講師238,760円、高等学校講師248,016円、特別支援学校講師257,016円になります。 ※2 小・中学校講師で、特別支援学級の担任の場合は、給料の調整額が支給されます。								
	諸手当	通勤手当	交通機関(電車・バス等)利用の場合 上限 56,200円 交通用具(自動車・バイク等)利用の場合 上限 36,800円						
		扶養手当	配偶者、父母等/6,500円 子/10,000円						
住居手当		家賃が月額23,000円以下の場合 家賃額 - 12,000円 家賃が月額23,000円を超える場合 (家賃額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 (100円未満切捨)(上限27,000円)							
その他		期末・勤勉手当(1年間任用の場合は年2回) など ◇ 60歳超臨時教員に支給されない手当 扶養手当、住居手当、へき地手当、特地勤務手当							
退職手当	6か月以上(※1)継続勤務した場合に、勤続年数に応じた支給率で支給されます。 ※1 他自治体の勤務期間が通算される場合があります。 ※2 正職員の定年として定められた年齢に達した日後における最初の4月1日以降に任用された臨時教員は、支給されません。								
休暇	休暇	年次有給休暇(1年間任用の場合は20日) 病気休暇、夏期特別休暇 など							
社会保険等	雇用保険	適用となります。 一定期間内に複数回連続して同一「事業所」(下の※参照)に入離職を繰り返したことについてのハローワークからの照会に対して、再雇用予約がなかった旨を回答して失業給付を受給した後、再度、当該照会に係る「事業所」に再就職したときには、失業給付の返還等をしなければならない場合がありますのでご注意ください。 (※ 臨時教員の採用に係る「事業所」とは、以下のとおりです。 小学校及び中学校:全ての公立小学校及び公立中学校が一つの事業所として扱われます。 高等学校・特別支援学校:それぞれの学校がそれぞれ一つの事業所として扱われます。         )							
	医療保険・厚生年金	医療保険:公立学校共済組合の健康保険が適用されます。(◎) 厚生年金:日本年金機構の第1号厚生年金が適用されます。(◎) ◎…2か月以内の期間を定めて雇用される者であって当該期間を超えて雇用されることが見込まれない者は、健康保険、厚生年金の適用はありません。							

(注) 表中の「60歳超臨時教員」は、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に任用された臨時教員のことをいいます。